

「ゆんたくコール」事業実施要領

目 的

この事業は、緊急通報システム利用者及び閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等を対象に、定期的な電話での「ゆんたく」を通して安否の確認を行い、話し相手になることで、安心した自宅生活が送れるよう、見守り支援事業の一環として実施する。

実施主体

沖縄市社会福祉協議会

実施場所

沖縄市社会福祉センター内にて実施する。

利用対象

沖縄市在住の緊急通報システム利用者及び閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等。

支援者

沖縄市社会福祉協議会に登録された「ゆんたくボランティア」とする。

実施内容

- (1) 利用希望者は、在宅介護支援センター等の訪問調査後、申請書を提出する。
- (2) 週1回程度の利用を基本とする。
- (3) 「ゆんたくボランティア」による電話での支援を行う。
- (4) 実施時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。
- (5) 実施後は、利用状況を簡潔に記録する。
- (6) 利用者の福祉等のニーズを聴き取った際は、専門機関へ橋渡しをする。

ボランティアの役割

- (1) あらかじめ割り当てられた曜日を担当する。
- (2) この活動で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 定期的な情報交換会、研修会に参加する。

交通費

沖縄市社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規程に準じて支給する。

その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。